明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働九七）　一
〔告　示〕
○肥料を登録した件（農林水産一一四五）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
司法書士名簿登録等、弁理士登録、日本弁護士連合会公示送達関係　三
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、特定空家等の除却命令関係　三
会社その他
会社決算公告　三七

省令

○厚生労働省令第九十七号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）第二十条の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年六月十日

厚生労働大臣　武見　敬三